

医療相談室だより

新しい年になりました。
今年もよろしくお願い致します。

要介護等認定高齢者の方の障害者控除

本人、または扶養を受けている方が障害者である場合、確定申告などにより所得税や市民税・都民税の所得控除を受けることができます。また、身体障害者手帳や愛の手帳等の交付を受けていない方でも、65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして区市町村長の認定を受けている場合は障害者控除の対象となります。各自治体より「障害者控除対象者認定書」の交付を受けて、提出する必要があります。

所得控除額	市民税・都民税	所得税
障害者	26万円	27万円
特別障害者	30万円（同居の場合53万円）※	40万円（同居の場合は75万円）※

（※特別障害者を扶養し同居している場合。詳しくは住民税課または税務署にお問い合わせ下さい。）

申請の一例として、以下は八王子の申請方法を記載いたします。

＜対象となる方＞以下の要件をすべて満たす方。

- * 八王子市内に住所のある65歳以上の方。
- * 介護保険の要支援・要介護認定を受けている方のうち介護保険の認定調査票または主治医意見書で、日常生活自立度の判定が一定基準である方。
- * 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳などをお持ちでない方。

＜申請方法＞窓口または、郵送にて申請してください。

* 郵送で申請の場合

- ①申請書
(八王子市ホームページでダウンロードできます。)
 - ②対象者確認書類
(介護保険証、健康保険証などのコピー)
 - ③提出者(受取人)の本人確認書類
(運転免許証、健康保険証などのコピー)
 - ④返送用封筒(84円切手貼付、返信先記入)
- 郵送先: 〒192-0904 八王子市子安町4-7-1
サザンスカイタワー八王子4階
八王子駅南口総合事務所高齢者担当宛

* 窓口で申請の場合

- ①申請書
 - ②申請者の印鑑 朱肉を使用する印
 - ③対象者確認書類
(介護保険証、健康保険証など。コピー可)
 - ④提出者の本人確認書類
(運転免許証、健康保険証など)
- 八王子市高齢者福祉課
(八王子市役所本庁舎1階20番窓口)
八王子駅南口総合事務所(高齢者担当9番窓口)

※成年後見人がついている方や住所地特例者、約6か月以内の転入者、総合事業の事業対象者認定を受けている方には別途ご用意いただく物がある場合があります。各申請窓口にお問い合わせください。

申請書のダウンロードや認定基準の詳細については、八王子市ホームページをご覧ください。

令和5年 1月 (No. 370)

令和5年 1月1日発行



売店で介護用食品の販売が開始されました

入院患者様の希望にお応えして、少ない量で栄養を補給できる飲み物やゼリー等、嚙む力が弱くなられた方や飲み込む時にむせ込みやすくなられた方でも食べやすいお菓子や飲料の販売が開始しました。以前はネット通販でしか購入できなかった商品が手軽に購入できるようになりました。1個から購入できますのでおやつとしてのおたのしみ、病院食の補助食として活用いただけます。入院中の患者様のご利用は、購入前に看護師等職員にご相談ください。要望や入荷状況によって商品が入れ替わる場合があります。ご了承下さい。



八王子市民向け講演会のお知らせ

八王子社会福祉協議会の主催で、当院の認知症外来を非常勤で担当している布村明彦医師が講演を行います。テーマは高齢期のうつや認知症などの精神疾患についてです。

【標題】「こころのバリアフリー ～高齢期のうつ・妄想と認知症～」

【講師】布村 明彦 先生

【日時】2月28日(火) 午後2時～3時30分 (開場 午後1時30分)

【参加費】無料

【対象者】八王子市内在住・在勤・在学の方(定員150名・事前予約制)

【会場】クリエイトホール5階ホール(八王子市東町5-6)

【申し込み】※定員になり次第終了(先着順)

下記の連絡先までお電話ください。

八王子社会福祉協議会 市民力支援課(ボランティアセンター) TEL: 042-648-5776



相談室より



ソーシャルワーカーの勤務は、平日月曜日から金曜日です。事前に電話で相談日時をお約束することも可能です。また、当番者の出勤がある土曜日もあります。ご用の方は事前に、ご連絡いただくようよろしくお願いいたします。

東京都八王子市美山町1076
医療法人社団 光生会 平川病院
院長 平川 淳一
電話 042(651)3131

医療相談科
荻生 下山 木村 市川佳奈
石川 菊谷 市川浩之 天野

病院ホームページもご覧ください

